

# 障害のある人もない人も、共に生きる 社会の実現のために ～障害者週間～



問 地域福祉課 障害福祉係 ☎72-2101 (内線 315・316)

## 12月3日～9日は障害者週間です

障害のある人たちに対するバリアを取り除き、社会参加を推進していくために理解と認識を深めるための週間です。

### 令和6年(2024年)4月から合理的配慮が求められます

障害者差別解消法では、令和6年(2024年)4月から合理的配慮の提供が定められ、障害者から配慮を求められたときに、過度の負担にならない範囲で、合理的な配慮が求められています。

合理的配慮の例としては、

- ① 車椅子の人がいて移動が難しいような場合、段差があるような場所で車椅子を持ち上げたり、スロープがあるところへ誘導したりすること。
- ② コミュニケーションが難しい場合には、筆談やタブレット端末などを使いながらコミュニケーションを図ること。
- ③ 「犬アレルギーや動物嫌いのお客様がいるから」「食べ物を扱うお店のため衛生上の心配がある」などの理由で、補助犬の同伴を断るのではなく、お店や施設側は、より慎重に障害当事者と補助犬に向き合うこと。などが挙げられます。



※入店拒否が許されるやむを得ない理由もあります。

### 補助犬とは

補助犬は身体に障害のある方の生活を支える犬のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認知され、特別な訓練を受けています。法律に基づいて衛生管理もされているため、飲食店や施設のほか、病院(人が立ち入れるスペース)は、補助犬と一緒に入ることができます。補助犬は、障害の困りごとに合わせて3種類(盲導犬、介助犬、聴導犬)に分かれています。それぞれ仕事内容や、訓練方法などが違います。



## －茅野市役所でロビー展を開催します－

障害者週間に併せて、茅野市内の障害福祉事業所の活動をパネルで展示します。

また、障害のある方々の絵画・書道等の作品を展示します。

12月5日(火)と8日(金)の2日間、事業所で扱う商品を茅野市役所1階ロビーで販売します。時間は、11時から13時までです。

●期間 12月4日(月)～8日(金)

●会場 茅野市役所1階ロビー

●出店事業所

出店事業所					
1	パストーレ	4	あすなろセンター	7	精明学園
2	ひまわり作業所	5	働くぞうさん茅野	8	この街学園
3	八ヶ岳福祉農園	6	ふくろう玉川	9	エバークロウ

●販売商品

焼き菓子、弁当、パン、  
サンドイッチ、木工製品、  
革製品など

